

## 長岡京市子育て支援ネットワーク 規約

### (名称及び所在地)

第1条 この団体は、長岡京市子育て支援ネットワークといい、所在地は代表宅におきます。

### (趣旨)

第2条 本会は、虐待を未然に防止するために、民間と行政が協働して事業を実施し、共通の課題解決や新しい価値創造に向けての計画や施策の策定と実行に取り組む「長岡京市子育て支援ネットワーク」を民間と行政とが協働して運営します。

### (目的)

第3条 本会は、虐待を未然に防止することを目的に、長岡京市で子育てしている人たちに対して、子育てをしやすい支援サポートを行うことにより、親と子の健全な育成に寄与することを目的とします。

### (組織)

第4条 本会は、長岡京市を拠点に子育て支援を行う民間団体と京都府、長岡京市の関係機関によって組織します。

### (運営)

第5条 本会は、組織を構成する関係機関による運営委員で運営します。

### (具体的な協働事業)

第6条 本会の目的を達成するために、次のような協働事業をおこないます。

- (1) 子どもの虐待未然防止の親子支援活動
- (2) 市民への子どもの虐待未然防止に関する啓発活動
- (3) その他

### (運営委員会体制及び担当者)

#### 第7条

1 本会には、次の役員をおきます。

代表	1名
事務局長及び会計	2名
事業担当	若干名
会計監査	1名

2 担当者の選出は運営会議で行います。

3 担当者の任務は次の通りです。

- (1) 代表は、本会を代表し、会の運営を総括します。
- (2) 事務局は、本会の事務全般を担当します。
- (3) 会計は、本会の会計業務を担当します。
- (4) 事業担当は、行政と関連団体から1名ずつ出し、本会の事業を協力して担当します。

(5) 会計監査は、会計・業務の監査にあたります。

4 担当者の任期

(1) 担当者の任期は2年とします。ただし、再任を妨げません。

(2) 担当者が辞任をした場合は、運営会議で後任を選出します。

(会議)

第8条 運営会議は適宜行い、次の事項を協議します。

- 1 規約の決定
- 2 事業計画と予算の決定
- 3 その他、重要項目の決定

(会計年度)

第9条 会計年度は平成23年4月1日に始まり翌3月31日終わります。

(細則)

第8条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項については、運営会議の承認を得て別に定めます。